

入札条件及び指示事項

入 札 条 件	1 受注者は、土木工事の施工に当たっては、入札公告日、指名通知日又は見積依頼日における最新の「山口県土木工事共通仕様書」及び「山口県土木工事施工管理基準」によること。 これらの共通仕様書、施工管理基準は、山口県技術管理課ホームページを参照のこと。 https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/siyousho/top2.html 2 当該工事の施工条件並びに仕様及び特記事項は、施工条件書並びに設計書及び特記仕様書のとおりとする。 特別な定めのない事項については、下松市契約規則及び下松市工事請負規程によること。 3 受注者は、工事の施工にあたっては、関係法規を遵守し、常に適切な管理を行うものとする。 4 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 5 施工条件書、設計書、特記仕様書等で産業廃棄物の最終処分が指定されている場合は、産業廃棄物税として処分量1トンあたり1,000円を見込むこと。また、処分方法の変更等により、課税対象とならなくなった場合は、当該金額を減じた額で変更契約する。 6 落札者は、現場説明書において契約保証金を「必要」と記載した場合は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、国債（利付国債に限る。）の提供又は金融機関若しくは公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証又は債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結した場合、契約保証金を免除する。設計金額が1,000万円未満の工事の場合も契約保証金を免除する。 7 現場代理人 現場代理人の配置については、「下松市現場代理人取扱要領」の定めによる。なお、同要領における「現場代理人の資格要件」に記載された「直接的な雇用関係」については、主任技術者又は監理技術者の例による。 8 配置技術者の雇用関係 監理技術者又は主任技術者（以下「配置技術者」という。）と受注者との間の雇用関係については、「監理技術者制度運用マニュアルについて（令和7年1月28日国不建技第147号）」における「二一四監理技術者等の雇用関係」によること。 9 主任技術者又は監理技術者の兼務要件 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を行う場合は以下のとおりとする。 ア 専任特例1号の主任技術者又は監理技術者を配置する場合は、監理技術者制度運用マニュアルにおける「三 監理技術者等の工事現場における専任（2）主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例①」の専任特例1号の要件を満たさなければならない。 イ 専任特例2号の監理技術者を配置する場合は、以下の(ア)～(ク)の要件を全て満たさなければならない。 (ア) 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。 (イ) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。 (ウ) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 (エ) 同一の監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。） (オ) 監理技術者が兼務できる工事の施工場所は、本工事の施工場所から概ね10km以内の工事でなければならない。なお、兼務する工事の発注機関は問わない。 (カ) 監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。 (キ) 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
------------------	---

	(ク) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
10	営業所技術者が職務を兼ねる主任技術者又は監理技術者の要件 本工事において、営業所技術者等が職務を兼ねる主任技術者又は監理技術者の配置を行う場合は、監理技術者制度運用マニュアルにおける「二―二 監理技術者等の設置（５）営業所技術者等と主任技術者又は監理技術者との関係②」の要件を満たさなければならない。
11	専任特例２号の監理技術者及び監理技術者補佐の確認 建設業法第２６条第３項第２号及び建設業法施行令第２７条第１項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。（現在従事している工事の従事役職が主任技術者又は監理技術者であり、本工事と重複する期間が生じる可能性がある場合、当該技術者は本工事における工期の始期以降、他工事において専任していないこと、かつ現場施工に着手する時点で他工事が完成しており当該工事に専任できること。） ただし、専任特例２号の監理技術者の配置を行う場合は本工事を含め２工事を上限とし兼務ができるものとする。また、この場合において、本工事に専任で配置を行う監理技術者補佐は、本工事における監理技術者補佐として配置後、他工事において専任していないこと、かつ現場施工に着手する時点で他工事が完成しており当該工事に専任できること。なお、専任特例２号の監理技術者を配置する場合、常駐義務を要する現場代理人との兼務は認めない。 また、本工事に専任特例２号の監理技術者を配置する場合、上記９の要件を満たしていることを確認するため、落札決定後速やかに確認できる資料（別紙３－２参照）を提出すること。なお、条件付一般競争入札においては、入札参加申請時に条件付一般競争入札事務処理要領第３－２号様式を提出した者に限る。
12	配置技術者の変更 配置技術者の変更については、監理技術者運用マニュアルにおける「二―二 監理技術者等の設置（４）監理技術者等の途中交代」の要件を満たさなければならない。
13	入札に当たっては、入札書と同時に工事費内訳書を提出すること。
14	当該工事が、入札参加者からの技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事である場合は、総合評価に関する事項を以下のとおりとする。 (1) 入札参加者は別に定める日までに、総合評価に係る資料（以下「技術提案資料」という。）を提出すること。また、技術提案資料を提出しない者の入札書は無効とする。 (2) 技術提案資料とは、(3)で求める評価項目について入札参加者が必要事項を記載する資料のことをいう。 (3) 提出を求める評価項目及び配点等については、別添「技術提案資料の提出について」のとおりとする。 (4) 技術提案資料について、別添「技術提案資料の提出について」により各評価項目得点の合計（以下「加算点」という。）を算出する。 (5) 落札者の決定方法については以下のとおりとする。 ① 標準点(100点)に加算点を加えた技術評価点を当該入札者の入札書記載価格で除したものを評価値とする。 ② 入札書記載価格が入札書比較価格の制限の範囲内にあり、また評価値が標準点を入札書比較価格で除した値（基準評価値）を下回らない者で、低入札価格調査制度において不落札でない者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。なお、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、くじにより落札者を定めるものとする。 (6) 技術提案資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。また提出された技術提案資料は返却しない。 (7) 受注者は、「簡易な施工計画」において提案した施工計画のうち、点が付与された項目については、技術提案資料の内容に沿った施工をすること。 受注者の責により提案内容を満足する施工が行われない場合は、再度の施工を行わせる。 再度の施工が困難あるいは合理的ではない場合は、不誠実な行為として取り扱うものとする。また、あわせて工事成績評定の減点対象とし、加算点の範囲内で評価項目の配点に応じた工事成績評定点を減点する。技術提案資料に虚偽の記載があったことが契約後に判明した場合も同様の取扱いとする。 (8) 「技能士等の活用」の項目において点を付与された場合、工事完成までに指定したすべての工種（種別）において指定したすべての技能士等を活用した事が確認できる資料（集計表等）を工事打合簿に添付して提出すること。なお、提出した集計表等の根拠資料（工程表、日報等）は監督職員等が請求した場合に提示することとし、提出は不要とする。 提出または提示された資料により指定したすべての工種（種別）において指定したすべての技能士等を活用した事が確認できない場合は、(7)と同様の取扱いとする。 (9) 契約締結後、請負者が上記１２により配置技術者を変更する場合は、入札公告時に提示した要件により「資格」、「施工経験」及び「継続学習取組状況」の全ての項目について、変更前の配置技術者と同等以上の評価を受けることができる者に変更するものとする。これ以外の配置技術者の変更を行う場合は、(7)と同様の取扱いとする。

(10) 工事完了後、技術提案資料に関する不履行等が発覚した場合は、(7)と同様の取扱いとする。

15 契約会計年度には、前払金の支払を行わない。

16 契約会計年度に翌会計年度の前払金を含めて支払を行う。

17 契約会計年度と翌会計年度の各年度に、契約書に定める年度毎の出来高予定額に応じた前払金の支払を行う。

※ 15、16、17 については見え消し等により、選択する。

指示事項	1 市内産資材の活用 受注者は、施工する工事に要する資材の調達に当たり、原則として、市内産資材（市内工場で製造した資材）の購入、又は市内代理店等からの購入に努め、使用材料については、「工事材料使用承諾願」により承諾を得ること。 なお、市内産資材を購入しない場合、及び市内代理店等から購入しない場合は、その理由を付した書面を事前に監督職員に提出すること。 2 市内企業の下請活用 受注者は、本工事の施工において、やむを得ず工事の一部を下請負に付す場合は、原則として、市内建設業者の活用を努めること。 なお、市内建設業者を活用しない場合は、その理由を付した書面を事前に監督職員に提出すること。 3 下請及び資材の利用状況報告 受注者は、工事請負代金が 3,000 万円以上の工事については、完成検査終了後 2 週間以内に「下請工事発注・資材利用状況報告書」を提出すること。 4 排出ガス対策 排出ガス対策型建設機械の取扱いは、共通仕様書（1-1-32 の 6）による。ただし、施工条件書又は特記仕様書において特に指定がある場合は、指定した基準の排出ガス対策型建設機械を使用すること。これによりがたい場合、受注者は、使用する建設機械（機械の名称、メーカー名、形式、指定番号等）について監督職員と協議し、承諾を得ること。 ※排出ガス対策型建設機械の指定状況については国土交通省ホームページを参照のこと。 (http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_fr_000002.html) 5 法令の遵守 (1) 受注者は、工事の施工に当たっては、関係法令を遵守し、常に適切な管理を行うものとする。 (2) 受注者は、工事の施工にあたって、土砂等を運搬するときは、道路交通法（過積載の防止等）、貨物自動車運送事業法（委託運送時の許可業者の使用等）等の関係法令を遵守すること。 また、車両制限令第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、事前に道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可証の写しを監督職員に提出すること。 (3) 受注者は、工事に使用する工事車両について、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 48 条の規定による定期点検整備を確実に実施すること。 6 建設リサイクル (1) 本工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「法」という。）及び「特定建設資材に係る分別解体等に関する省令」（以下「省令」という。）の対象工事である場合は、次の各号によらなければならない。 ア 工事契約日前までに、監督職員へ説明書により説明を行うこと。 イ 法第 13 条及び省令第 7 条の規定する書類を監督職員に提出すること。 ウ 契約書に記載する解体工事に要する費用等は、受注者から提出される法第 13 条及び省令第 7 条に基づく書面に基づき作成される。 エ 法第 13 条及び省令第 7 条に基づく書面の作成方法は以下のとおりとする。 (イ) 解体工事に要する費用及び再資源化に要する費用は直接工事費とする。 (イ) 再資源化に要する費用は、再資源化施設への搬入費に運搬費を加えたものとする。 オ 再資源化に要する費用の変更は、数量増減のみの変更とし、再資源化に要する単価は正当な理由がある場合を除いて原則変更しない。 (2) 受注者は、再生資源利用計画書様式に掲載されている建設資材を工事現場に搬入する場合には、「再生資源利用計画書」を作成し、施工計画書の「再生資源の利用の促進」に関する事項として監督職員に提出するとともに、計画を工事現場の見やすい場所に掲示すること。工事完了時に、「再生資源利用促進実施書」を作成し、監督職員に提示すること。 また、受注者は、再生資源利用促進計画書様式に掲載されている建設副産物が工事現場から発生する場合には、「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書の「再生資源の利用の促進」に関する事項として監督職員に提出するとともに、計画を工事現場の見やすい場所に掲示すること。工事完了時に、「再生資源利用促進実施書」を作成し、監督職員に提示すること。 なお、受注者は、計画書及び実施書を工事完成後 5 年間保存すること。 再生資源利用（促進）計画書及び実施書は、原則として建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成すること。 なお、COBRIS により作成できない場合は、国土交通省ウェブサイト (https:// www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm) に掲載の「建設リサイクル報告様式」により作成することとし、工事完了後に「再生資源利用〔促進〕実施書」の EXCEL データを提出すること。
------	--

※建設副産物情報交換システムを参照のこと。<http://www.recycle.jacic.or.jp/>

- (3) 受注者は、500m³以上の建設発生土を搬出する場合、発注者へ搬出先の盛土規制法等の許可や工事現場の土壌汚染対策法等の現状状況を確認し、その確認結果票を作成すること。確認結果票は、再生資源利用促進計画の一部として取り扱い、現場掲示や保存を行うこと。

また、建設発生土を運搬する者に対し、建設発生土の搬出先の名称・所在地及び搬出量並びに確認結果票の内容を通知すること。これらの内容に変更があった時も同様とする。

7 建設発生土

建設発生土の有効利用等については、以下のとおり取扱う。

- (1) 現場内及び公共工事間の流用に努めるものとし、やむを得ず残土が発生する場合は、設計図書に明示された搬出先に処分を行うこと。
- (2) 設計図書（施工条件書等）に搬出先が明示されている場合であっても、実施工程において公共工事間での調整が可能な場合は処分から流用に変更することや、工事間での調整がスムーズに進まない場合はストックヤードに一時堆積するなど、柔軟な対応により残土の抑制に努めること。
- (3) 設計図書（施工条件書等）において民間残土処理場を搬出先としている場合は、「残土処理場に関する届」及び関係図面等を監督職員に提出し、承諾を得ること。なお、受注者が承諾済みの民間残土処理場以外の場所への搬出を希望する場合は、監督職員等の審査・承諾を受けた上で、搬出先とすることができるものとする。
- (4) 受注者は、本工事が搬出元となる場合、搬出先から受領書の交付を受け、搬出情報を確認するとともに、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに受領書の写しを提示すること。また、受領書又はその写しを工事完了後5年間保存すること。
- (5) 本工事が搬出先となる場合、受注者は搬出元に対し、搬入完了後速やかに受領書の交付を行うこと。
- (6) 受注者は、設計図書に購入土が計上されている場合であっても、発注者が他工事等からの流用が可能と判断した場合は、有効利用の観点から、原則として設計図書を変更するものとする。

8 コリンズの登録

受注者は、工事請負代金額 500 万円以上の工事について、コリンズ（工事实績情報システム）（（一財）日本建設情報総合センター（以下、「JACIC」という。））に基づき、「通知書」を作成し、監督職員の確認を受けた後に、JACIC へ登録するとともに、JACIC 発行の「登録内容確認書」の写しを監督職員に提出すること。

登録内容確認システムにより登録申請を行う場合は、書面による「登録内容確認書」の提出は不要とする。なお、提出の期限は、以下のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は、工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内とする。
- (3) 施工中に、受注時登録データのうち、工期、現場代理人、主任技術者、監理技術者のいずれかに変更があった場合は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に変更データを提出すること。

9 公共事業労務費調査への協力

- (1) 本工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者は、調査表等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する等、必要な協力を行うこと。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- (2) 調査表等を提出した事業所を発注者が事後に訪問して行う調査指導の対象に受注者がなった場合、受注者は、その実施に協力すること。また、本工事の経過後においても、同様とする。
- (3) 公共工事労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査表の提出が行われるよう受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行うこと。
- (4) 受注者が本工事の一部について下請け契約を締結する場合には、受注者は当該下請け工事の発注者（当該下請け工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前 3 項と同様の義務を負う旨を定めること。

10 施工合理化調査への協力

受注者は、国土交通省が実施する施工合理化調査（施工合理化調査、施工形態動向調査、施工状況モニタリング調査、諸経費動向調査、施工情報調査）の対象工事となった場合は、別に定める各調査の実施要領により調査表を作成し提出する等、必要な協力を行うこと。

11 建設副産物実態調査への協力

受注者は、国土交通省が実施する建設副産物実態調査対象工事となった場合は、調査表の提出等、必要な協力を行うこと。

12 技能労働者への適切な賃金水準等に関するアンケート調査

受注者は、発注者が実施する技能労働者への適切な賃金水準等に関するアンケート調査の対象工事となった場合は、自らアンケートに回答するとともに、下請企業に対して調査への協力を要請する等、必要な

協力を行うこと。

13 発注者支援業務委託

受注者は、建設コンサルタント等に委託した担当技術者が配置された場合には、次の各号によらなければならない。

- (1) 担当技術者が監督職員に代わり現場で立会等の臨場をする場合には、その業務に協力しなければならない。又、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の提出に関し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。ただし、担当技術者は、契約書第9条に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものとする。
- (2) 監督職員から受注者に対する指示又は、通知等を担当技術者を通じて行うことがあるので、この際は監督職員から直接指示又は、通知等があったものと同等とする。
- (3) 監督職員の指示により、受注者が監督職員に対して行う報告又は通知は、担当技術者を通じて行うことができるものとする。
- (4) 担当技術者等が配置された場合の監理技術者の氏名及び担当技術者の氏名は対象工事毎に別途通知する。

14 建設業退職金共済制度

建設業退職金共済制度に加入している共済契約者(事業主)は、建設業退職金共済組合と共済契約を結び証紙を購入したうえ、金融機関の発行する掛金収納書（写）を提出すること。

15 暴力団等の排除

- (1) 暴力団等（暴力団、暴力団関係企業など不当介入を行うすべての者をいう。）から不当介入（不当要求及び工事妨害をいう。）を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届け出ること。
なお、報告を怠り、後で判明した場合は、不誠実な行為による指名停止を検討する。
- (2) 暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届けを速やかに所轄の警察署に提出すること。
- (3) 発注者及び所轄警察署と協力し不当介入の排除対策を講じること。
- (4) 当介入により工期の延長が生じると認められる場合は、約款の規定により発注者に工期延長等の請求を行うこと。

16 標示施設等の設置

工事現場における標示施設等については、「工事現場における標示施設等の設置基準」によるものとし、工事標示板の工事内容及び工事種別の記載は施工条件書によることとする。

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23378.html#2>

17 週休2日の取組

週休2日工事の指定工事においては下松市土木系工事における「週休2日工事」の実施要領の定めによるものとし、次の事項に留意の上、実施すること。

- (1) 受注者は、契約後速やかに通期又は月単位のいずれにより4週8休以上を実施するか書面により協議し、監督職員からの指示又は通知に従うこと。また、入札公告又は入札情報に明示された発注方式（週休2日工事（現場閉所型）又は週休2日工事（交替制）のいずれか）を変更する場合も同様とする。
- (2) 受注者は、工事完了後、実施工程表等の履行が確認できる資料を監督職員に提出すること。なお、実施工程表等を提出しないなど、明らかに週休2日に取組む姿勢が見られない場合、工事成績評定点を減点する。

また、実施工程表（計画工程表を含む）の様式については、山口県技術管理課ホームページから入手すること。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23345.html>

18 施工計画書作成時チェックシート

受注者は、施工計画書を提出する際には、「施工計画書作成時チェックシート」で記載内容を確認のうえ、チェックシートを添付すること。

「施工計画書作成時チェックシート」の様式は、山口県技術管理課ホームページから入手すること。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23349.html>

19 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者は、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、発注者（工事担当課）に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

なお、通知の方法は、落札者が所定の様式による通知書を提出し、契約担当者等がそれを受領すること

により行うものとする。

20 熱中症対策

夏季作業（5～9月）の予定がある場合、受注者は、契約後速やかに熱中症対策として以下(1)～(4)の措置を講じるか否かについて、発注者と協議を行うこと。

(1) 現場環境改善費の計上

エアコンや大型扇風機の設置など、現場の施設や設備に関するものについて実施する。費用については、現場環境改善費を積み上げ計上する。

※詳細は「土木系工事における現場環境改善費の実施要領」参照

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23379.html>

(2) 現場管理費の補正

塩飴や経口補水液、空調服など、主として作業員個人に対する対策を実施する。

費用については、工事期間中の日最高気温又は暑さ指数（WBGT）の状況に応じて、現場管理費を補正する。

(3) 施工時間の変更

気温が高い時間帯を避けるため、社会的影響のない範囲内で施工時間を変更する。

（例：通常8時～17時の施工時間を6時～15時、または深夜時間帯（22時～5時）に変更、通常8時間の作業を6時間に短縮するなど）

(4) 工期の変更

猛暑により計画どおり施工できないことが想定される場合は、工期を延伸する。